

広報

みずほ

2015

6

No. 641



「ニホンオオカミ」 除幕式

郷土資料館けやき館に、景観モニュメント「ニホンオオカミ」が完成し、4月18日、除幕式が執り行われました。江戸末期に現在の石畑地区で狼が捕えられ、その時の皮標本や頭蓋骨が代々受け継がれ、今も所蔵されていることから、この景観モニュメントが作られました。

(関連ページ：裏表紙)

おもな内容

町議会議員 決定		2
みずほ伝言板	平成 26 年度 予算の執行状況 ほか	3～6
福 祉	高齢者の熱中症にご注意を ほか	7～11
インフォメーション	町税等の納め忘れはありませんか ほか	13～17
教育委員会からのお知らせ	幼稚園児の保護者の皆さまへ ほか	18～20

※今月号は、12・13 ページの間に「ごみ減量・環境・リサイクル特集号」を折り込んでいます。

町議会議員選挙結果

開票は、4月26日午後9時から町民会館で行われました。投票率は、前回（平成23年4月24日）の44.64%を上回りました。開票の結果は次のとおりです。

【投票率】
50.35%（男 48.06% 女 52.72%）

候補者別得票数

…当選者 <得票順・敬称略>

氏名	党派名	得票数
山崎 栄	無所属	1,161
大坪 国広	日本共産党	984
村上 嘉男	無所属	958
村山 正利	無所属	924
古宮 郁夫	無所属	877
小川 龍美	公明党	854
下野 義子	公明党	839
原 隆夫	公明党	819.531
原 成兆	無所属	722.468
小山 典男	無所属	703
森 亘	無所属	644
吉野 一夫	無所属	603
石川 修	無所属	568
高水 永雄	無所属	554
近藤 浩	無所属	500
齋藤 成宏	民主党	459
谷 四男美	無所属	391
高橋 洋子	無所属	387
小野 芳久	無所属	341
角田 統領	大統領会	62

問合せ 選挙管理委員会（総務課内） TEL 557-0614

改選後の初議会（平成27年第1回臨時会）が、5月8日に開催されました。

初議会では、議長・副議長の選挙後、常任委員会委員を選任し、互選の結果、各常任委員会の委員長・副委員長がそれぞれ決まりました。

議長 高水 永雄

副議長 小山 典男

総務産業建設委員会 厚生文教委員会

委員長 森 亘	委員長 下野 義子
副委員長 古宮 郁夫	副委員長 村上 嘉男
委員 山崎 栄	委員 吉野 一夫
原 隆夫	村山 正利
石川 修	齋藤 成宏
高水 永雄	小山 典男
小川 龍美	大坪 国広
近藤 浩	原 成兆

議会は傍聴できます

本会議の傍聴

議会の審議内容や、町政の内容、議会の活動に触れることのできる身近な方法です。ので、ぜひ傍聴にお越しください。本会議場の傍聴席は29席で、先着順に受け付けます。傍聴を希望される方は、本会議当日に、議会事務局で受け付けをして、傍聴券の交付を受けてください。

委員会の傍聴

委員会は原則として公開しています。傍聴を希望される方は、委員会の当日、議会事務局で受け付けをして、傍聴券の交付を受けてください。なお、傍聴の人数は、制限させていただくこともあります。

Q 議会はどんなことをしているの？

A 町が行う仕事（行政）は、道路・環境・ごみの処理・下水道・教育・住民登録・福祉や健康のことなど、日常生活と切り離すことができない、いろいろな分野に広がっています。

町議会の役割は、住民の代表として町がどのような仕事を行うか、住民の皆さんが納めた税金が無駄に使われていないかなどをチェック（監視）して、町の仕事の方向を決める（議決機関）ことです。つまり、住民から選ばれた議員が皆さんの要望や意見を反映させ、議会の会議で決定します。

このように、議会と町は互いに理解・けん制し合いながら、バランスを取って皆さんの生活向上に努めています。

Q 議会の会議はいつ開かれるの？

A 本会議は、3・6・9・12月に開かれます。これを定例会といいます。定例会以外に、どうしても会議をする必要があるときは、臨時会が開かれます。この本会議ですべての議案を決定します。

本会議とは別に委員会があります。本会議において全員で審議するよりも、少数の議員で、専門の分野に分かれて、詳しく審査することが必要な場合があるからです。

【委員会の種類】

- ▼常に設置されている
常任委員会（総務産業建設・厚生文教）
- ▼必要に応じて設置される
特別委員会（基地対策・交通対策・予算・決算・基本計画 など）
- ▼議会の運営方法を協議する
議会運営委員会

▼議会の概況をお知らせする
議会だより編集委員会

住民の代表

町議会議員 決定

4月26日の町議会議員選挙では、20人が立候補し、即日開票の結果、16人（定数）が当選しました。住民の代表として選ばれた、議員の皆さんを紹介します。※掲載は左から右に50音順、敬称略

問合せ 議会事務局 TEL 557-7693

※（ ）内は平成27年6月1日現在の年齢
①党派別
②現職・新人の別
③当選回数
④職業
⑤住所



①無所属 ②現 ③3
④無職
⑤南平2-26-10



①日本共産党 ②現 ③4
④政党役員
⑤箱根ヶ崎西松原47-39



①公明党 ②現 ③4
④政党役員
⑤南平2-43-8



①無所属 ②新 ③1
④無職
⑤富士山栗原新田38-9



①無所属 ②現 ③3
④繊維物業経営
⑤箱根ヶ崎201



①無所属 ②現 ③7
④無職
⑤むさし野2-35-3



①民主党 ②現 ③3
④政党役員
⑤武蔵36-2



①公明党 ②現 ③3
④政党役員
⑤二本木537-53



①無所属 ②現 ③3
④自営業
⑤武蔵418-1



①無所属 ②現 ③5
④会社役員
⑤長岡長谷部191



①公明党 ②新 ③1
④政党役員
⑤箱根ヶ崎152-1
セザール箱根ヶ崎301



①無所属 ②新 ③1
④会社役員
⑤石畑1659-5



①無所属 ②新 ③1
④無職
⑤箱根ヶ崎西松原12-6



①無所属 ②現 ③6
④学習塾経営
⑤石畑1794-11



①無所属 ②新 ③1
④建築事務所役員
⑤殿ヶ谷865



①無所属 ②新 ③1
④不動産賃貸業
⑤箱根ヶ崎21-9

平成27年度国民健康保険税

国民健康保険医療費の現況

国民健康保険の医療費は、加入者の高齢化により年々増加しています。その一方で、それに見合った保険税収入が確保できず、恒常的な財源不足が続いています。この不足を補うため、毎年、町の一般会計から繰入金という形で赤字補てんをしています。

一般会計は町税を主な財源としているため、赤字補てん額をそのまま増やし続けることは、国民健康保険に加入していない方への住民サービスに大きな影響を与えます。

平成 27 年 4 月から国民健康保険税率を改定・課税限度額の引き上げ

現状のままでは医療給付費の増加など国民健康保険財政が危機的状況を迎えることになります。持続可能な医療給付を行うために、有識者・保険医・加入者代表で構成する「国民健康保険運営協議会」で検討し、保険税率の改定案を策定しました。議会において、改定率 3.49% の提案が可決され、保険税率を改定することになりました。また、法律等の改正により課税限度額についても、基礎課税額 1 万円、後期高齢者支援金等課税額 1 万円、介護納付金課税額 2 万円をそれぞれ引き上げます。課税限度額の合計額が 8 1 万円から 8 5 万円になります。

国民健康保険税の軽減措置の拡大

国民健康保険税の均等割額の軽減措置拡大として、5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者 1 人当たり 2 6 万円（1 万 5,000 円増）に引き上げます。2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定についても、被保険者 1 人当たり 4 7 万円（2 万円増）に引き上げ、低所得者の負担緩和を図ります。

世帯主（世帯主が国民健康保険加入者でない場合も含む）、その世帯の国民健康保険加入者および特定同一世帯所属者（後期高齢者医療制度に移行する直前の医療保険が国民健康保険の方です）の総所得金額等の合計が下表の基準以下の場合、均等割額が軽減されます。

なお、所得未申告の方がいる場合は、軽減が適用されません。

均等割額の軽減措置について

軽減割合	軽減対象となる所得基準
7 割	3 3 万円
5 割	3 3 万円 + 2 6 万円（2 4 万 5,000 円）× 加入者と特定同一世帯所属者の数
2 割	3 3 万円 + 4 7 万円（4 5 万円）× 加入者と特定同一世帯所属者の数

（ ）内は、平成 26 年度の金額です。

【国民健康保険税の計算例】

<例> 夫 (58 歳) 前年給与収入 222 万円 (所得額 137 万 4,000 円)、妻 (56 歳) 前年収入なし
課税標準所得額 = 前年総所得金額等 (1,374,000 円) - 基礎控除額 (330,000 円) = 1,044,000 円

所得割額 = 課税標準所得額 × 所得割の税率

均等割額 = 1 人あたり均等割額 × 加入者数

区 分	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
所得割額	1,044,000 円 × 4.74% = 49,400 円	1,044,000 円 × 1.26% = 13,100 円	1,044,000 円 × 1.40% = 14,600 円
均等割額	21,500 円 × 2 人 = 43,000 円	5,800 円 × 2 人 = 11,600 円	11,900 円 × 2 人 = 23,800 円
計	49,400 円 + 43,000 円 = 92,400 円	13,100 円 + 11,600 円 = 24,700 円	14,600 円 + 23,800 円 = 38,400 円

年税額 = 92,400 円 + 24,700 円 + 38,400 円 = 155,500 円 (国民健康保険税)

※国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合算した金額です。

なお、介護納付金分は 4 0 歳から 6 4 歳までの方が対象です。

※所得割の税率、1 人あたり均等割額は、7 月に送付される納税通知書に同封される「国民健康保険のしおり」で確認してください。

※75 歳になると…国民健康保険加入者が 75 歳になると、誕生日当日から後期高齢者医療制度に加入となり、国民健康保険の資格を喪失し、誕生月分からの後期高齢者医療制度の保険料を納めることになります。

平成 27 年度国民健康保険税納税通知書について

世帯内に 1 人でも国民健康保険加入者がいると、世帯主が納税義務者となります。これを擬制世帯主（ぎせいせたいぬし）といいます。7 月上旬に国民健康保険加入者がいる世帯主の方に、国民健康保険税納税通知書が送付されます。

支払方法

1 年間の国民健康保険税を 8 期に分けて納付書もしくは口座振替にてお支払いいただく「普通徴収」と、お受け取りになる年金額からあらかじめ日本年金機構が保険税を差し引いて町に収める「特別徴収」の 2 通りの方法があります。年金からお支払いいただく「特別徴収」は、申請することで「普通徴収」に変更することができます。

保険証の更新

今年は 2 年に 1 度の保険証の更新年です。新しい保険証は、9 月上旬に住民登録をされている住所に簡易書留郵便で送付します。詳しくは、後日、「広報みずほ」や町ホームページでご案内します。

納め忘れにご注意を

国民健康保険は、病気やけがをしたとき安心して医療機関や薬局にかかれるように、加入者の皆さんが普段からお金を出し合い、お互いに助け合っているという制度です。

加入者の皆さんに負担していただく保険税は重要な財源です。安心して暮らしていくために、必ず納めましょう。

問合せ 住民課 TEL557—7578

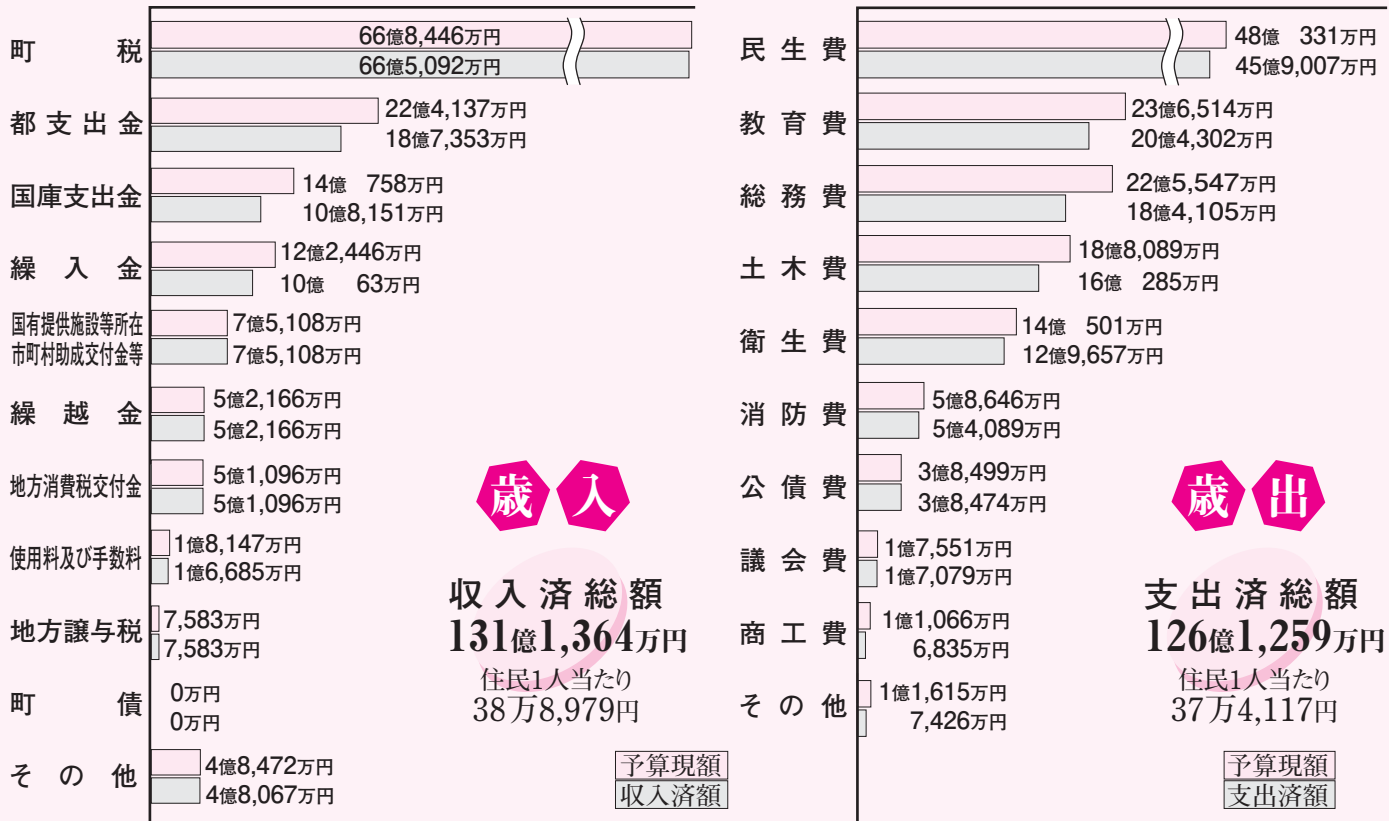
平成26年度 予算の執行状況 (平成27年3月31日現在)

一般会計

140億8,359万円

一般会計は当初予算で、140億1,480万円でスタートしました。

これに10回の予算補正と平成25年度からの繰越事業費を合わせ、現在の予算額となっています。



※住民1人あたりの額は平成27年3月31日現在の人口(33,713人)で割った金額です。

※予算現額には予備費充用額を含みます。

特別会計

82億4,122万円



町債の状況

◆普通会計事業債……………52億 541万円

◆下水道事業債……………22億1,452万円

※普通会計の対象は、一般会計と駅西土地区画整理事業会計です。

町の財産

◆土地……………53万3,991㎡

◆建物……………8万7,727㎡

◆基金総額……………89億3,849万円

問合せ 企画課 TEL557—7483